

令和6年

〔N o. 15〕 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 田園住居地域内において、「延べ面積700m<sup>2</sup>、平家建ての老人福祉センター」は、新築することができる。  
→ 法別表第2（ち）（い）九号 令130条の4第二号 一号 郵便局500m<sup>2</sup>以内  
二号 地方公共団体の支庁 老人福祉センター等 600m<sup>2</sup>以内
2. 近隣商業地域内において、「延べ面積1,000m<sup>2</sup>、地上2階建ての日刊新聞の印刷所」は、新築することができる。  
→ 法別表第2（り）（ぬ）第二号 日刊新聞の印刷所、300m<sup>2</sup>以内の自動車修理工場は建てられる
3. 全ての用途地域内において、「延べ面積500m<sup>2</sup>、地上2階建ての地方公共団体の支所」は、新築することができる。  
→ 法別表第2（い）第九号 令130条の4第二号 一号 郵便局500m<sup>2</sup>以内  
二号 地方公共団体の支庁 老人福祉センター等 600m<sup>2</sup>以内
4. 用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）内において、「延べ面積10,000m<sup>2</sup>、地上2階建ての店舗」は、新築することができる。  
→ 法別表第2（か） 10,000m<sup>2</sup>以内なら建てられる